

<p>8 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑳」、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉑」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉒」</p>	<p>次に掲げる場合に該当する場合には、㉑の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉑の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉒の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p> <p>(1) 所得等課税事業又は収入金額等課税事業（以下「所得等課税事業等」といいます。）を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合</p> <p>(2) 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合</p> <p>(3) 所得等課税事業等と非課税事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は非課税事業等を廃止した場合</p> <p>※従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。</p>
<p>9 「付加価値額からの控除額㉓」</p>	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人 ㉑の欄の金額に、㉓を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) (1)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣等を行う法人 ㉑の欄の金額に、㉓を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) その他の法人 ㉑の欄の金額に、㉓を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(4) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>